

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年7月1日 |
| 【会社名】 | 富士興産株式会社 |
| 【英訳名】 | FUJI KOSAN COMPANY, LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 金丸 勇一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都台東区柳橋二丁目19番6号 |
| 【電話番号】 | 03(3861)4601(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部総務・環境安全グループリーダー 下山 淳也 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都台東区柳橋二丁目19番6号 |
| 【電話番号】 | 03(3861)4601(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部総務・環境安全グループリーダー 下山 淳也 |
| 【縦覧に供する場所】 | 大阪支店 (大阪市西区土佐堀一丁目5番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日開催の当社第85回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円

総額139,823,648円

効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

本店所在地を東京都台東区から東京都千代田区に変更する。なお、本変更の効力は、平成27年8月末日までに当社が決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設ける。

執行役員制度の導入に伴い、執行役員に関する規定の新設並びにその他所要の変更を行う。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、金丸勇一、牟田口賢次郎、松崎博文、東国夫、平山芳樹及び吉田寿一を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、戸上岩男、渡邊豊及び大塚美智子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|---------|--------|--------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 57,229 | 873 | 0 | (注)1 | 可決(98.27%) |
| 第2号議案 | 57,241 | 860 | 0 | (注)2 | 可決(98.29%) |
| 第3号議案 | | | | (注)3 | |
| 金丸 勇一 | 55,878 | 2,224 | 0 | | 可決(95.95%) |
| 牟田口 賢次郎 | 56,794 | 1,308 | 0 | | 可決(97.52%) |
| 松崎 博文 | 56,794 | 1,308 | 0 | | 可決(97.52%) |
| 東 国夫 | 56,794 | 1,308 | 0 | | 可決(97.52%) |
| 平山 芳樹 | 52,793 | 5,309 | 0 | | 可決(90.56%) |
| 吉田 寿一 | 56,914 | 1,188 | 0 | | 可決(97.73%) |
| 第4号議案 | | | | (注)3 | |
| 戸上 岩男 | 56,611 | 1,491 | 0 | | 可決(97.21%) |
| 渡邊 豊 | 46,994 | 11,108 | 0 | | 可決(80.70%) |
| 大塚 美智子 | 41,119 | 16,983 | 0 | | 可決(70.61%) |

- (注) 1. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数には、議決権行使書をもって行使された議決権の数、並びに当日出席の役員及び当社が各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を含めております。
5. 賛成の割合の算定方法は以下のとおりです。
 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛成が確認できた議決権の数の割合によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

上記(3)(注)4記載の株主の行使した議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権数は加算しておりません。

以上